

## 横浜市立大学「改革」の見直しに関する要望書

平成 21 年 10 月 5 日

横浜市長 林文子様

横浜市大教員有志

代表：一楽重雄 永岑三千輝

賛同者：松本健吾, 中谷 崇  
他 計 30 名

私たちは、現在の市立大学には多くの問題があり、独立行政法人化に伴う「改革」を見直す必要があると考えています。現在の問題点の主な点を指摘し、早急に「改革」について見直すことを要望します。

それによって、市民に誇れる健全な大学として発展すること、私たち教職員が気持ちよく働ける場所となることを望んでいます。

1. 「改革」で採用された「全員任期制」は、「大学の教員等の任期に関する法律」に抵触の恐れがあります。また、横浜市が主張するように、この制度が「労働基準法第 14 条」に基づくものとしても、労働基準法改正にあたっての国会の付帯決議に反します。コンプライアンスを重視する横浜市として、再検討が必要な点です。

また、現実にも全員任期制は教員が任期のない大学へ転出する動機となっていて、大学にとって重大なマイナス要因になっています。

(国会の付帯決議：『労働契約期間の上限の延長に当たっては、常用雇用代替化を加速させないように配慮するとともに、有期雇用の無限定な拡大につながらないように十分な配慮を行うこと。』)

2. 「大学改革」に伴い、実質的に教授会が廃止され、教員が大学運営に関与しない形になりました。私たちは、これは学校教育法 第 93 条「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」に違反する状態であると考えています。また、現場の教員にまったく権限がないため、実際の大学運営上も困難が生じています。一定の権限を持つ教授会の設置が必要と考えます。
3. 現在、理事長と副理事長（兼事務局長）は、共に横浜市職員 OB が就任しています。理事長として大学に通暁している民間人・大学人を任命するよう要望します。また、学長選考のあり方の見直しも必要です。

以上について、私たち現場の声を聞いて頂きたい、市長との面談を要望いたします。